

教第55号議案

神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則について
神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則を次のように制定する。

令和6年3月12日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

神戸市立学校教職員共済会の解散に伴い、神戸市教職員の厚生制度に関する規則を見直すにあたり、文言の整理をあわせて行うことにより改正箇所が多岐に渡ることから、全部改正により規則を制定するもの。

神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教職員の厚生事業の実施に関する規則

神戸市教職員の厚生制度に関する規則（平成29年3月教育委員会規則第12号）を全部改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、教職員の相互扶助及び厚生を増進を図る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、本市職員であって地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項に規定する公立学校共済組合の組合員である職員（以下「職員」という。）に適用する。

（事業の実施）

第3条 第1条に規定する事業は、公立学校共済組合により実施するほか、職員を一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下「学校厚生会」という。）に加入させ、学校厚生会により実施するものとする。

（報告）

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、学校厚生会に対して、事業の報告を求めることができるものとする。

（雑則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日より施行する。

市立学校教職員共済会について

1. 教職員の福利厚生事業について

神戸市立学校教職員は、神戸市立学校教職員共済会（以下「共済会」）及び（一財）兵庫県学校厚生会（以下「学校厚生会」）の2つの福利厚生団体に加入しており、学校教職員の福利厚生事業は、共済会と学校厚生会において実施されている。

＜神戸市職員の福利厚生団体への加入状況＞

	職種	福利厚生団体	会費（掛金）
学校園	教員・教育事務職員	神戸市立学校教職員共済会	給料月額の 5/1000
		（一財）兵庫県学校厚生会	給料月額の 10/1000
	管理員・調理士	神戸市職員共助組合	給料月額の 4/1000
行政機関	行政職員 (市教委事務局含む)	神戸市職員共助組合	給料月額の 4/1000

【神戸市立学校教職員共済会】

- ・神戸市立学校教職員の相互共済および、福利の増進を図ることを目的として、昭和 37 年 2 月に設立された教職員の互助団体
- ・退職時の脱退金をはじめとした各種給付金、永年勤続慰安会事業、スポーツ観戦や観劇チケットの斡旋等の厚生事業、福利厚生代行事業（リロクラブ）などを実施

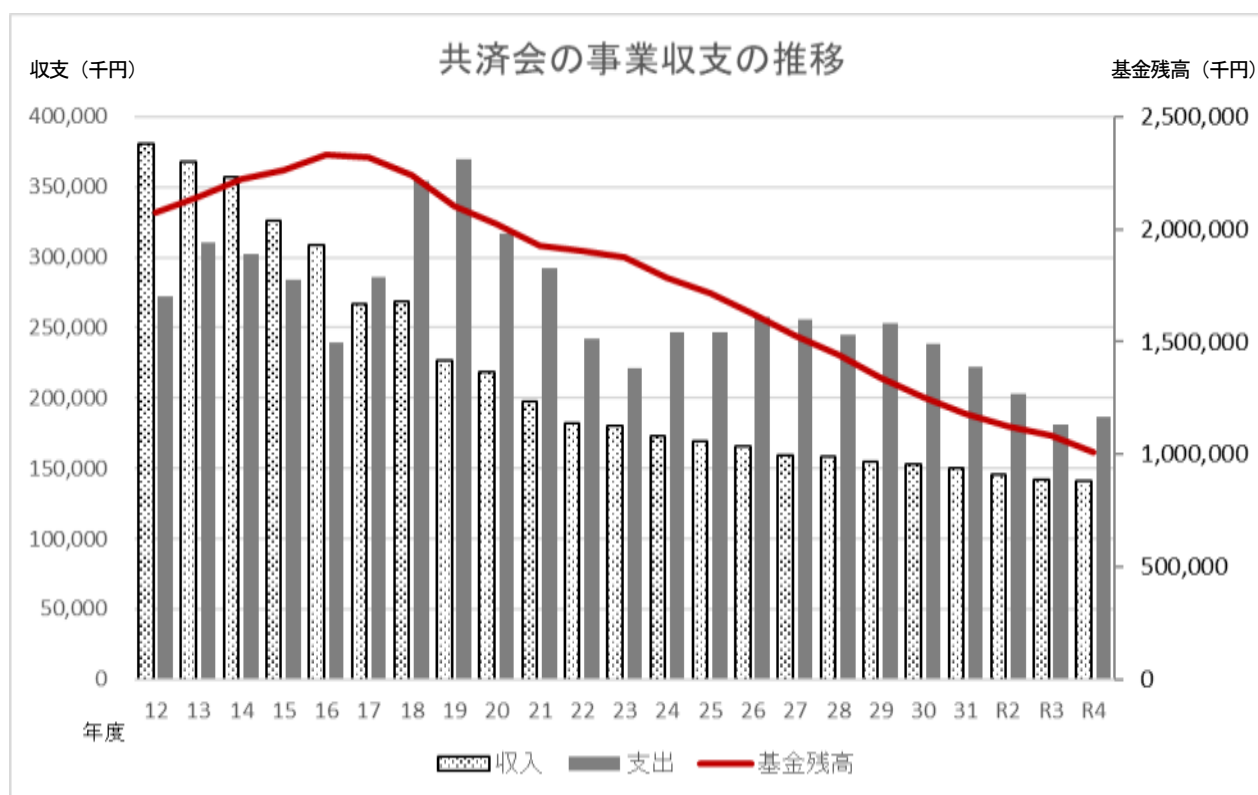
【（一財）兵庫県学校厚生会】

- ・兵庫県下の公立学校の教職員の相互共済及び福利の増進等を目的として、昭和 43 年 6 月に設立、同年 7 月財団法人として認可
- ・入院補助金や結婚祝金等の各種給付金、施設利用補助、預金、貸付、保険等の事業を実施

2. 神戸市立学校教職員共済会の状況

共済会は設立当初、掛金（会費）の運用益や事業収入（貸付利息収入等）で福利厚生事業を実施し、掛金相当額は退職時に脱退金として返還するという制度設計であり、高度経済成長期における高金利や、市からの交付金により比較的安定した事業運営が可能となっていた。

しかしながら、超低金利による運用益の大幅な減少に加え、平成 16 年頃より公務員の福利厚生事業への公費支出に対する批判が高まり、市からの交付金が削減・廃止されるなど、福利厚生事業を取り巻く環境が大きく変化した。



平成 17 年度以降は単年度赤字が続き、その間、事業の見直し、運営の効率化を図ってきたが、収支改善には至らず、長年にわたって収支赤字が続いていることから、令和 3 年度から 2 年間に渡り、関係者による「学校共済会事業見直し検討会」を開催し、今後の対応について議論が重ねられた。

その結果、抜本的な収支改善は困難であり、また、福利厚生事業については学校厚生会においても実施されていることもあり、今後の見通しも踏まえ、将来世代へ多大な負担を強いることを避けるためには、共済会は早期に解散・清算せざるを得ないとの判断となった。

そこで、令和 5 年 7 月 27 日に会員総会が開催され、令和 6 年 3 月 31 日をもって事業終了し、令和 6 年度中に清算を行うことが議決、決定された。

<会員総会の状況> ※会員総数 (R5. 7. 27 現在) は 7,326 名

日 時：令和 5 年 7 月 27 日 (木) 18:15～

場 所：総合教育センター 10 階ホール

出席者数：4,060 名 (当日出席 44 名、委任状による議決権行使 4,016 名)

賛否の状況：賛成 3,971 名、反対 71 名 (棄権・無効 18 名)

《参 考》

神戸市教職員の厚生制度に関する規則（平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 12 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条の規定に基づき、本市職員であって地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 3 条第 1 項に規定する公立学校共済組合の組合員である職員(以下「職員」という。)の厚生制度について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 職員は、相互扶助及び厚生福利の増進を図るため、互助会を設置することができる。

（事業）

第 3 条 教育委員会は、職員の厚生に関する事項について、公立学校共済組合の実施する事業並びに職員を前条の規定により設置された互助会のうち神戸市立学校教職員共済会及び一般財団法人兵庫県学校厚生会(以下「学校厚生会」という。)に加入させることにより実施するものとする。

（報告）

第 4 条 教育委員会は、必要と認めるときは、互助会及び学校厚生会に対して、業務の報告を求めることができるものとする。

（雑則）

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

共済会が令和 6 年 3 月 31 日をもって事業終了することから、本規則を見直す必要がある。
※次回以降の教育委員会会議に、規則の見直しに関する議案を提出予定。